

平成30年5月8日

教 務 部

暴風警報・特別警報発令時の措置について

台風が近畿地方に接近した場合は次の内容を再確認してください

- ア 午前0時以降、『特別警報』が京都府南部または、南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令された場合は、解除の有無に関わらず生徒は臨時休業（家庭学習）とする。
- イ 午前7時現在、『暴風警報』が京都府南部または、南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。
- ウ 午前10時現在、『暴風警報』が引き続き発令されている場合は臨時休業（家庭学習）とする。
- エ 午前10時現在、『暴風警報』が解除されている場合は、第5校時より授業を行う。（13：30～SHR、13：45開始）
- オ 生徒が在校中、『暴風警報』又は『特別警報』が発令された場合は、状況判断のうえ措置する。
- カ 臨時休業又は欠講した場合は、できるだけ速やかに回復措置をとる。